

つくば市議会全員協議会運営要綱（令和5年つくば市議会告示第5号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略） （開催等）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 議員は、やむを得ない事由のため全員協議会の開会場所へ参集することが困難であると認められる場合において、各議員が映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この項及び次項において「オンライン会議システム」という。）により全員協議会に参加することを希望するときは、議長の<u>承諾</u>を得て、オンライン会議システムにより全員協議会に参加することができる。</p> <p>5（略）</p> <p>第3条・第4条（略） （傍聴）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>第6条（以下略）</p>	<p>第1条（略） （開催等）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 議員は、やむを得ない事由のため全員協議会の開会場所へ参集することが困難であると認められる場合において、各議員が映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この項及び次項において「オンライン会議システム」という。）により全員協議会に参加することを希望するときは、議長の<u>許可</u>を得て、オンライン会議システムにより全員協議会に参加することができる。</p> <p>5（略）</p> <p>第3条・第4条（略） （傍聴）</p> <p>第5条 <u>全員協議会を傍聴しようとする者は、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>2</u>（略）</p> <p>第6条（以下略）</p>